

園芸施設共済



2. 加入の仕方（加入方式）

加入時に「一般方式」か「事故除外方式」のいずれかを選択します。

☆一般方式

風水害、その他気象上の災害、
病虫害、鳥獣害などを共済事故と
します。

☆事故除外方式

病虫害以外を共済事故としま
す。(病虫害による施設内農作物
の事故は該当しません。)

ア. **事故除外方式を選択する場合**には、①組合定款で定めるハウスの設置面積以上の所有（管理）するハウス。②3年以上のハウス栽培経験があること。③防除機械が整備され適切に防除が行われることが要件です。

イ. 所有（管理）しているハウスの半分を「一般方式」、残り半分を「事故除外方式」といった加入、または半分を「一般方式」もしくは「事故除外方式」、残り半分を「ハウス本体のみの補償」といった加入の仕方できません。**したがって、施設内農作物を選択する場合は、すべてのハウスについて「一般方式」か、「事故除外方式」のいずれかの方式を選択することになります*。**

***注）加入できる作物を栽培している場合に限りです。**

ウ. 「一般方式」において病虫害による共済事故の場合は分割評価（一定割合を損害から除外）します。病虫害による事故は、通常すべき肥培管理がなされていたが、不可抗力的に発生した損害のみを対象とし、施設管理、病虫害防除処理、土壌管理等の通常すべき肥培管理がなされていないことによって発生した病虫害による損害については、分割評価により全体の損害から除外して共済金を算定します。（損害額から除外されます。）

エ. 共済掛金は、対象とする共済事故の範囲が広いため一般方式の方が高くなります。